

北星学園大学 研究倫理審査手続要領

〔目的〕

第1条 本要領は、北星学園大学人を対象とする研究倫理指針に基づき、北星学園大学・北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）における研究倫理審査の手続きについて定める。

〔定義〕

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「人を対象とする研究」とは、個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動をいう。
- 2 「研究者」とは、本学の専任教員の他、学部学生及び大学院生等、本学で研究活動に従事するすべての者をいう。
- 3 「個人の情報・データ等」とは、個人の思想、心情、意識、身体、行動及び環境等に関する情報及びデータや、人ならびに人由来の試料及びデータをいう。
- 4 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報・データ等を提供し、研究対象となる者をいう。

〔倫理審査の手続き等〕

第3条 研究倫理審査の申請者（以下「申請者」という。）は、所定の「研究倫理審査申請書」を事前に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に提出する。

Ⅱ 複数で行う研究の場合、研究代表者が申請者となるものとする。

Ⅲ 大学院生が申請者の場合、本学教員が指導教員でなければならない。

Ⅳ 委員は、自らが研究代表者、共同研究者等で研究に係る場合、その審査に加わることができない。

〔倫理審査の判定〕

第4条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- 1 承認
- 2 条件付承認
- 3 変更の勧告
- 4 不承認
- 5 非該当

〔倫理審査結果の通知〕

第5条 委員長は、判定の結果を速やかに申請者に通知する。

Ⅱ 申請者は、決定内容に疑義があるときには、委員会に説明を求めることができる。

〔倫理審査の再審査〕

第6条 申請者は、審査の判定に異議がある場合、通知があった日から2週間以内に、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査を求めることができる。

〔研究遂行中の倫理審査〕

第7条 委員会が承認または条件付承認した研究計画等を申請者が変更しようとする場合、その変更について委員会の承認を得なければならない。

Ⅱ 研究開始時に審査を経していない研究等であっても、審査の申請を行うことができる。

〔実施状況の報告、調査〕

第8条 委員会は、承認した研究等について必要に応じて申請者に対して実施状況報告を求めることができる。

II 委員会は承認した研究等が研究計画通りに適切に行われているかを調査できる。

[倫理審査結果の公開]

第9条 委員会は、承認した研究等の研究課題、申請者を公開する。ただし、研究対象者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全に支障が生じるおそれのある部分は、申請者の申請に応じ委員会の決定により非公開とすることができる。

[学部学生の倫理審査]

第10条 研究倫理委員会規程に関わらず、学部学生の研究は委員会の審査対象としない。学部学生の倫理審査は、学科長の責任の下、指導教員において研究内容を事前に十分確認の上、申請により各学科において行う。

II 学科による審査の手続きはこの指針に準じる。

附則

この要領は2020年4月1日から施行する。